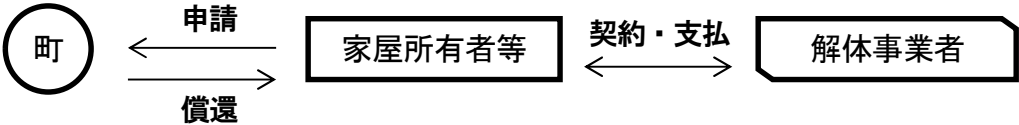


# 既に被災家屋等を解体・撤去した方への 費用償還のご案内

志賀町  
令和7年2月

令和6年能登半島地震（以下「地震」という。）により、「罹災証明書」において、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋等のうち、生活環境保全上の支障となるものを、志賀町に代わって自らの費用負担により、解体・撤去した方を対象として、解体・撤去に要した費用の償還を行います。

今回の地震による被害が甚大であるとともに、群発地震により倒壊のおそれがある被災家屋等が生じているため、二次災害の防止や被災者の負担軽減を図るため、特例として町が解体・撤去費用の償還を行うものです。



## 1 償還の対象

- ・ 償還払いの申請ができるのは、「罹災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された家屋等を、自らの費用負担により既に解体・撤去した方、または、これから解体・撤去工事を発注する方です。（但し、申請は解体・撤去を行い、解体事業者へ代金を支払った後になります。）
- ・ 償還払いの対象となるのは、「罹災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋等（被災した家屋、家屋と一体的な小屋・納屋等、中小企業の建物）の解体・撤去費用です。塀や擁壁、樹木等の解体・撤去費用は対象となりません。（家屋等の解体・撤去に支障となるものを除く。）
- ・ リフォームに伴う解体や、屋根・外壁など建物の一部の解体はできません。また、解体・撤去後の整地工事費も対象外です。
- ・ 被災家屋等と接続している上下水道管や浄化槽等については、地上部分の解体・撤去と一体的に取り壊されたものに限り、対象となります。

## 2 償還払いの金額について

- ・町の基準により算定した金額と申請者が解体事業者等へ支払った金額のいずれか低い方の額をお支払い（償還）します。そのため、費用の全額が償還とならない場合がありますので、ご了承ください。

## 3 本制度の注意点

- ・本制度により解体・撤去に要した費用の償還を希望される場合は、申請が必要です。
- ・申請される方は、申請書類を作成した上で、環境安全課（電話：0767-32-9321）までお電話にて申請の予約申込みをしてください。
- ・本制度の申請者は、解体事業者等と契約をされた方です。なお、申請は解体・撤去を完了し、解体事業者等への代金を支払った後になります。
- ・申請者が被災家屋等の所有者と異なる場合は、被災家屋等の所有者の書面による同意が必要です。
- ・申請書を受理した後、現地確認及び審査、基準額の算定等を行うため、お支払いまでに一定の期間を要します。
- ・本制度の申請をされる際には、「自費解体・撤去に係る償還申請書（様式第1号）」に記載されている「確認事項」の内容をご確認いただき、同意の上、署名をしてください。

## 4 申請の受付

- ・受付窓口：志賀町役場本庁舎 1階大会議室  
富来活性化センター中会議室
- ・受付期間：令和6年4月2日（土）～令和7年6月30日（月）  
※令和6年1月1日（月）以後に契約したものが対象
- ・受付日時：平日9時～16時（12時から13時まで休憩）
- ・事前予約制：相談窓口や電話により来庁される日時の予約をお願いします。  
（電話番号：環境安全課 0767-32-9321）

## 5 受付に必要な申請様式等

### (1) 必ずご用意いただく書類等（共通）

- 申請書（様式第1号）
- 申請書の本人確認書類（原本）
  - ※顔写真が付いているもの（運転免許証、パスポート等）は1種類
  - ※顔写真が付いていない健康保険証等は2種類
  - ※代理人の場合は、代理人の本人確認書類
- 被災家屋等の「罹災証明書」（写し可）
  - ※コピーをとってお返しします。
- 被災家屋等の配置図（別紙様式1）
  - ※記入例を参考に家屋等の配置を記入し、解体・撤去した建物等と解体・撤去していない建物等がわかるように図示してください。
- 被災家屋等の状況写真（別紙様式2）
  - ※被災家屋等の全景、その他の解体・撤去対象物が特定される写真（解体前、解体中、解体後）を添付してください。
- 被災家屋等の「固定資産税の課税明細通知書」または「名寄帳兼課税台帳」、または「登記事項（建物）全部事項証明書」
  - ※上記の書類が無い場合は、受付時にお申し出ください。
- 解体・撤去工事の見積書（内訳の分かるものを添付してください）
  - ※コピーをとってお返しします。
- 解体・撤去工事の契約書（原本）※コピーをとってお返しします。
- 解体・撤去工事代金の請求書（内訳の分かるものを添付してください）、領収書（原本）※コピーをとってお返しします。
- 解体廃棄物の処分先などが分かる伝票（マニフェスト伝票）

### (2) 代理人が申請する場合に追加に必要な書類

- 委任状（別紙様式3）
- 以下の a. b いずれかの書類
  - a. 委任者の本人確認書類
  - b. 委任状への実印押印および印鑑登録証明書（原本）
    - ※発行日から3ヶ月以内のもの

3) 下記の例に該当する場合に追加に必要な書類

ア 申請者と家屋等の所有者が異なる場合

同意書（別紙様式4）

以下の a. b いずれかの書類

a. 所有者の本人確認書類

b. 同意書への実印押印および印鑑登録証明書（原本）

※発行日から3ヶ月以内のもの

※共有者が法人の場合⇒[法務局七尾支局](#)

イ 家屋等の所有者が亡くなっている場合

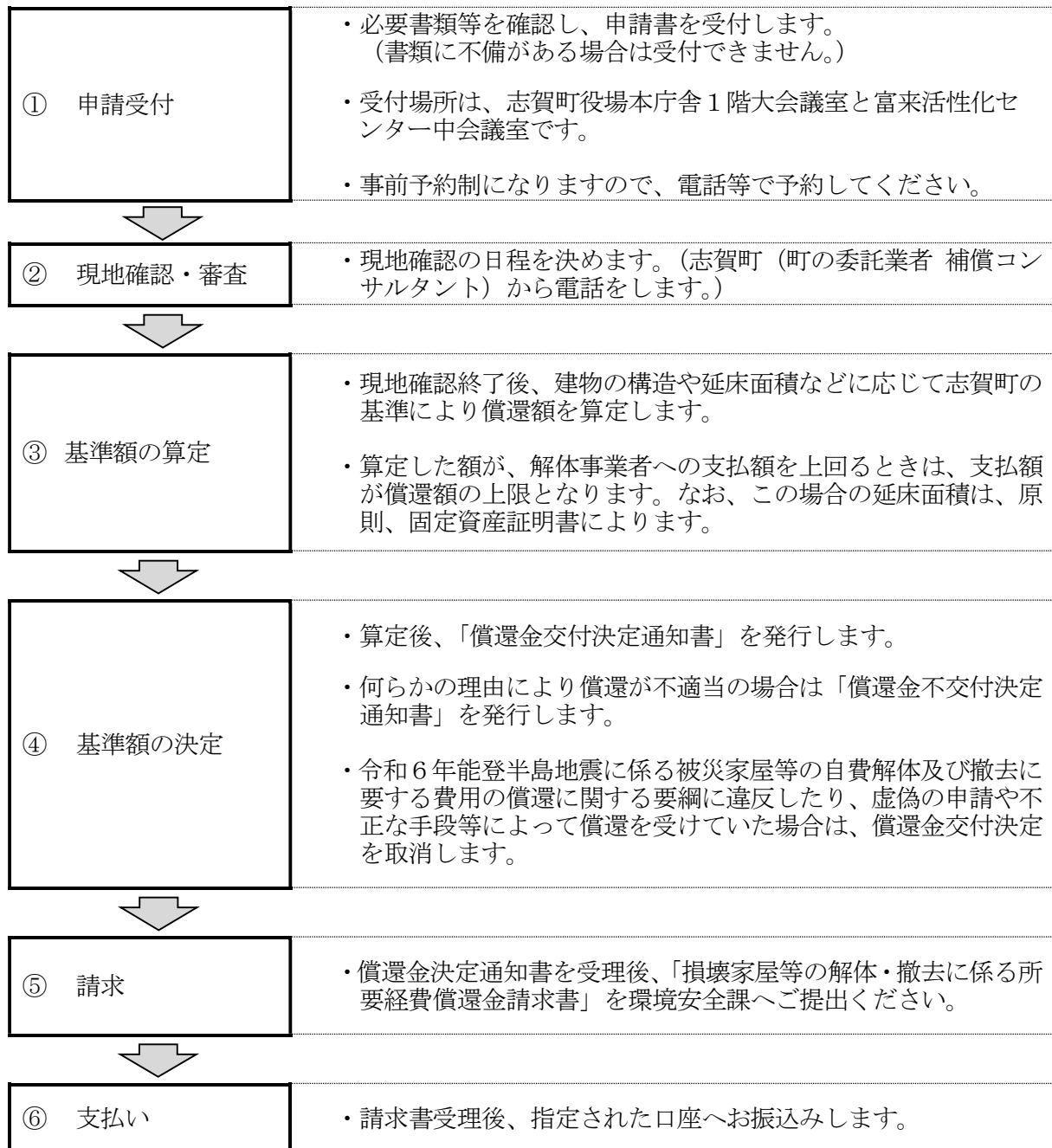
申請者が被災家屋等を継承したことを確認できる書類（戸籍謄本等）

ウ 法人格を持つ中小企業者・公益法人等が申請する場合

商業・法人の登記事項証明書（原本）⇒[法務局七尾支局](#)

※発行日から3か月以内のもの

## 6 受付から撤去までの流れ



## 7 Q&A

問1 申請者は、被災家屋等の所有者なのか？

答1 解体事業者等と契約した方が申請者となります。

問2 解体事業者等との契約書は作成していないが、対象となるのか？

答2 解体事業者等と契約を締結していたことが確認できる書類が必要です。

問3 被災家屋の一部だけを解体・撤去した場合も対象となるのか？

答3 対象となるのは、被災家屋の全体を解体・撤去した場合のみとなります。増改築を行っていたり、複数の家屋がつながっている場合に、その一部だけを解体・撤去した場合は対象となりません。

問4 敷地内にある物置の解体・撤去費用についても対象となるのか？

答4 住家等と一体で解体・撤去する場合で名寄帳兼課税台帳により延床面積が確認できる物置等については、償還額の算定基礎に入ります。

問5 罹災証明を申請していない家屋等は、対象となるのか？

答5 倒壊等の危険があり、二次災害を引き起こす可能性があった家屋等を撤去した場合は、施工前の写真等により、罹災証明の申請を行ってください。

【お問合せ先】 志賀町環境安全課 電話：0767-32-9321  
平日 9：00～17：15（土日、祝日、年末年始を除く）